

外ヶ浜町
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月
青森県外ヶ浜町

はじめに



障がいのある人を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進展、世帯規模の縮小、地域構造の変化などを背景に大きく変化し、福祉に対するニーズも多様化・複雑化しています。

国では、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指し、障害者総合支援法や児童福祉法等の改正を含む、直近の障がい保健福祉施策やこども施策の動向等を踏まえた制度の整備が行われてきました。

このたびは、令和3年3月に策定した「外ヶ浜町第6期障害福祉計画」の見直し時期であることを受け、国の基本指針や町における各種施策の実施状況等を踏まえ、令和6年度から令和8年度における障がい者等の地域生活を支援するためのサービスを計画的に提供・確保するための具体的な方策である、「外ヶ浜町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

この計画では、障がいのある人の障がいの種別や程度に応じたサービス提供基盤の確保を図るとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図ります。また、障がい児及びその家族に対し、障がい（又は発達の違い）の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けることのできる体制の整備に努めます。

町では、障がいのある人一人ひとりが、自立し安心して暮らせる地域社会を作りあげていくため、障がい福祉施策を計画的に推進し、支援の充実に取り組んでまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年3月

外ヶ浜町長 山崎 結子

目次

第1章	計画の概要.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置付けおよび期間.....	2
第2章	障がいのある人を取り巻く状況.....	3
1	人口構成.....	3
2	障がいのある人の動向.....	4
(1)	身体障がい.....	4
(2)	知的障がい.....	5
(3)	精神障がい.....	5
(4)	自立支援医療（精神通院医療）.....	6
第3章	障がい福祉計画.....	7
1	成果目標.....	7
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	7
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	8
(3)	地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）.....	9
(4)	障がい児支援の提供体制の整備等.....	10
(5)	相談支援体制の充実・強化等.....	11
2	障害福祉サービス等利用の現状と今後の見込量.....	12
(1)	訪問系サービス.....	12
(2)	日中活動系サービス.....	13
(3)	居住系サービス.....	16
(4)	相談支援.....	17
(5)	児童通所サービス等.....	18
3	地域生活支援事業.....	20
(1)	必須事業.....	20
(2)	任意事業.....	24
第4章	計画の推進体制.....	25
1	計画の推進.....	25
2	計画の進捗管理.....	25

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、市町村が国の基本指針に即して障害福祉サービスの提供体制の確保及び見込量等について定める計画です。

外ヶ浜町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画である「外ヶ浜町第3次障害者計画」（平成30年度～令和9年度）を、令和3年3月には「障害者総合支援法」に基づく「外ヶ浜町第6期障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい者施策の推進や障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

また、社会全体へと幅広く浸透してきている持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向け、令和3年3月に策定した「第3次外ヶ浜町総合計画」の中では、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念に沿って、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進してきました。SDGsにおける17の目標において、「障がい者」はぜい弱な立場に置かれやすいグループとして、分野横断的に様々な目標の中に取り込まれており、SDGsの実現のためには、障がい者が抱える課題の解決も必要不可欠となっています。

その一方で、障がい者を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。そのような中、令和2年に入り新型コロナウイルス感染症が国民生活に様々な影響を及ぼし、障がい者を含めたぜい弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けてきました。

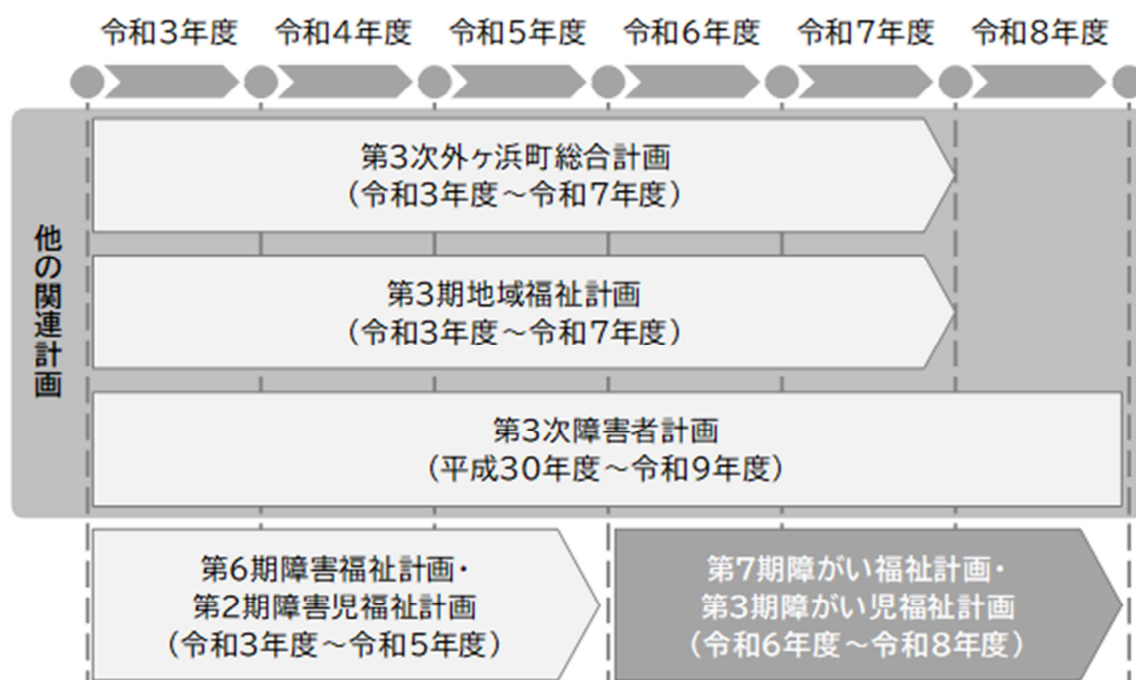
国では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、『障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、「障害者の権利に関する条約」が目指す社会の実現につなげる』とした「第5次障害者基本計画」が令和5年3月に閣議決定されました。

また、令和5年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）が改正されたことから、本町においても、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標などについて必要な見直しを行い、「外ヶ浜町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付けおよび期間

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の2つの計画を一体的に策定するものであり、本町における障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けられるものです。計画の期間は、国の基本指針に基づき令和6年度～令和8年度の3年間とします。

また、町の最上位計画である「第3次外ヶ浜町総合計画」のほか、「第3期外ヶ浜町地域福祉計画」等の各種関連計画との整合・連携を図りつつ、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

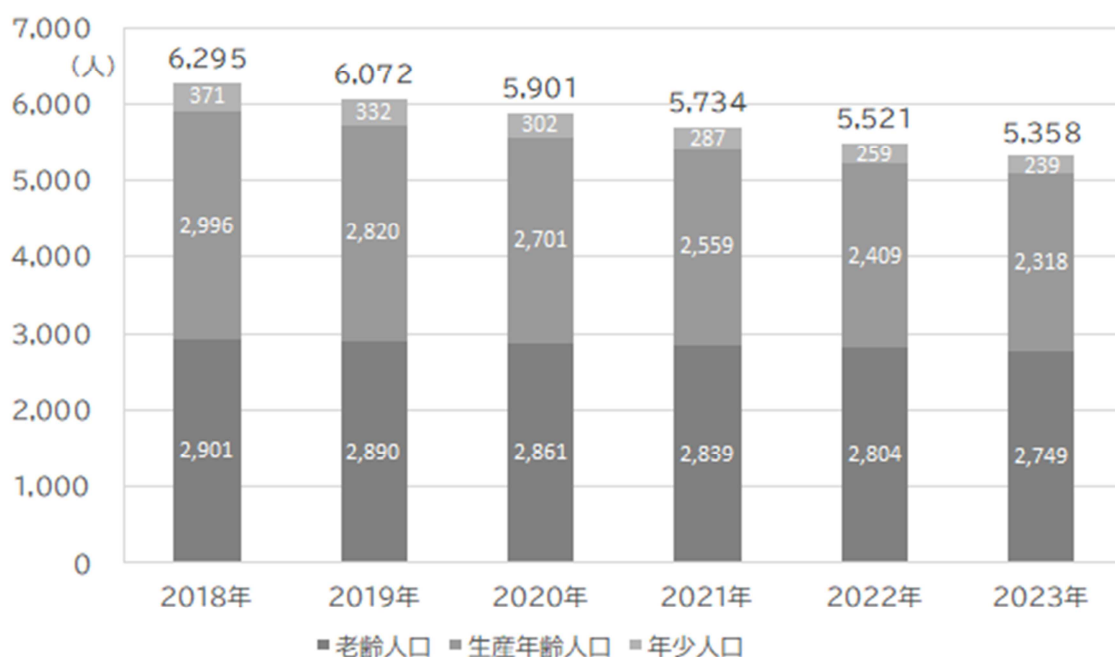


第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口構成

本町の人口は、前年と比較して平均約3%の減少傾向にあり、令和5年1月1日現在、5,358人となっています。年齢3区分別人口は、すべての区分において減少しており、高齢人口（65歳以上）の減少率を年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少率が上回る状況が続いています。

■人口の推移



2 障がいのある人の動向

(1) 身体障がい

身体障害者手帳の所持者数は、平成31年度（令和元年度）以降ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度の時点で（令和5年3月末現在）、384人となっています。

等級別にみると、障がいの程度が最も重い1級の割合が35%、次いで4級が25%、3級が16%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	149	142	138	135	132	135
2 級	58	55	51	48	45	47
3 級	57	54	55	58	58	60
4 級	93	94	94	96	98	96
5 級	23	21	21	20	22	22
6 級	26	26	24	25	25	24
合 計	406	392	383	382	380	384

資料：外ヶ浜町福祉課（各年度3月末における人数）

障がいの部位別にみると「肢体不自由」の割合が44%と最も多く、次いで「内部障がい（主に心臓機能障がいやじん臓機能障がい）」が39%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視 覚 障 が い	22	20	22	19	20	22
聴覚・平衡機能障がい	42	42	38	37	34	37
音声・言語機能障がい	5	4	4	4	4	4
肢 体 不 自 由	205	191	182	181	177	170
内 部 障 が い	132	135	137	141	145	151
合 計	406	392	383	382	380	384

資料：外ヶ浜町福祉課（各年度3月末における人数）

(2)知的障がい

愛護手帳（療育手帳）の所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度の時点で（令和5年3月末現在）、71人となっています。等級別では「A（重度）」が36人、「B（中軽度）」が35人で、ほぼ半々の割合となっています。

■愛護手帳（療育手帳）所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	38	37	36	37	37	36
B（中軽度）	36	37	39	35	36	35
合計	74	74	75	72	73	71

資料：外ヶ浜町福祉課（各年度3月末における人数）

(3)精神障がい

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度の時点で（令和5年3月末現在）52人となっています。等級別では、障がいの程度が最も重い1級の割合が40%、2級が50%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	20	21	22	23	21	21
2級	29	27	26	27	27	26
3級	3	4	5	4	5	5
合計	52	52	53	54	53	52

資料：外ヶ浜町福祉課（各年度3月末における人数）

(4) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。精神障がいにより、通院による治療を続ける必要がある程度の方の方が対象となります。

本町における自立支援医療（精神通院医療）受給者証の所持者数は、90人前後で推移しており、令和4年度の時点で、90人となっています。病名別にみると、「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」が全体の34%を占め、次いで「気分障がい（うつ病など）」が23%となっています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者の推移（病名別）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
症状性を含む器質性精神障がい	3	3	3	3	2	2
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	0	2	2	2	2	2
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	32	32	31	30	29	31
気分障がい	22	18	20	18	21	21
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現障がい	4	4	6	5	5	4
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0	0	0	0	0
成人の人格及び行動の障がい	0	0	0	0	0	0
精神遅滞	12	13	12	12	13	14
心理的発達の障がい	1	1	2	1	2	2
小児期及び青年期に通常発症する行動の障がい等	0	0	0	0	0	0
てんかん	13	11	9	10	10	9
その他・分類不明	5	5	5	4	5	5
合計	92	89	90	85	89	90

資料：東青地域県民局地域健康福祉部事業概要

第3章 障がい福祉計画

1 成果目標

国の「基本指針」に基づき、本計画の計画期間（令和6年度～令和8年度）における成果目標を、次のとおり設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点の障害者支援施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること、及び令和4年度末時点の障害者支援施設入所者の5%以上削減することが成果目標に盛り込まれました。

本町では、地域の実情を踏まえ、施設入所者数の削減目標を2人、地域生活への移行者数の目標を2人と設定します。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における実績及び目標

	令和元年度末	令和4年度末(a)	令和8年度末(b)	削減見込(a-b)
施設入所者数	26	25	23	2

削減率 8.0%

	令和4年度末	令和8年度末
計画期間内における 地域生活への移行者数	0	2

(a)の6%以上

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下「にも包括」という。）とは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものです。

本町を取り巻く状況としては、精神科医療や社会資源が、保健所圏域内で人口の最も多い青森市に集中しており、令和5年9月現在、保健・医療・福祉関係者等による協議の場（以下「協議の場」という。）の設置には至っておりません。

また、精神科医療や社会資源についても、同市に集中しており、協議の場において参集する医療・福祉関係者等が圏域内の今別町及び蓬田村と共通であることが予想されるため、3町村共同で協議の場を設置することを目標として設定します。

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	未設置	共同設置

■精神障がい者の障害福祉サービス利用者数

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	2	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	2	2	2	2	2	2
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	1	1	0	0

(3)地域生活支援の充実（地域生活支援拠点等の整備）

地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

本町及び隣接する今別町、蓬田村においては拠点等の整備に必要な社会資源が限られることから、令和8年度末までに3町村共同での拠点等の整備を目標として設定します。

また、地域生活支援拠点等の整備に併せて、強度行動障がいを有する者に関しての支援ニーズを把握し、支援体制の整備についても検討します。

■地域生活拠点等の整備及び強度行動障がい者への支援

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活拠点等の整備	未整備	共同整備
コーディネーターの配置人数	0人	1人
運用状況の検証・検討	0回/年	1回/年
強度行動障がいを有する障がい者の状況やニーズの把握	未実施	実施
強度行動障がいを有する障がい者への支援体制の整備	未整備	共同整備

(4)障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備

児童発達支援センターは、発達に関する支援が必要な子どもたちやその家族に対して、専門的な支援を提供するための施設です。国の基本指針では、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制を構築することが成果目標に盛り込まれました。

本町及び隣接する今別町、蓬田村においては、障害児通所支援等を行う事業所が地域内に存在しないことから、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとし、県や関係機関と連携の下で検討を行います。

② 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

医療的ケア児とは、身体に気管切開部がある、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を送る上で医療的なケアを必要とする子どものことです。国の基本指針には、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和八年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするが明記されました。

令和3年2月には、青森市及び本町を含めた東津軽郡4町村（平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）による「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を立ち上げ、定期的に医療的ケア児等の支援について協議を行ってきました。一方で、本町における医療的ケア児等コーディネーターは現在未配置であり、関係者がコーディネーター養成研修を受講することについて検討し、コーディネーターの配置につなげることを目指します。

■医療的ケア児等に対する支援体制

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済 (共同設置)	継続
コーディネーターの配置人数	0人	1人

(5)相談支援体制の充実・強化等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の改正により、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されます。

基幹相談支援センターは、地域における障がい者支援の中核的な役割を果たす施設であり、障がい者やその家族に対する相談支援を行うとともに、地域の福祉サービスや医療機関との連携を図り、包括的な支援を提供します。

本町及び隣接する今別町、蓬田村においては、地域内に相談支援事業所が存在しないことから、自治体直営の障害者相談支援センターを共同設置し、そこへ相談支援専門員を配置することで、障害者相談支援事業の機能強化を行ってきました。

今後は、3町村合同での基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、自立支援協議会における個別事例の検討を通じ、地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

■基幹相談支援センターの設置

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置	未設置	共同設置
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	未実施	共同実施

2 障害福祉サービス等利用の現状と今後の見込量

障害福祉サービス等について、第6期計画期間におけるサービス提供実績や利用者の最新の動向などを踏まえ、第7期計画期間における見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス

■サービス概要

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅等を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

① 居宅介護

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	6	7	7	7	7	7
	時間/月	23	41	60	60	60	60

(各年度とも3月)

居宅介護については、各年度3月におけるサービス提供実績は増加傾向にあるものの、各月のサービス提供実績を比較すると、いずれの年度においても40～60時間程度で推移していることから、1月あたり60時間の利用を見込みます。

町内で訪問系サービスを提供する事業者は、介護サービス事業者1事業所のみであり、町の介護保険事業計画では、サービス供給量は常にひっ迫していることが示唆されています。近隣の町村の事業所からもサービス提供を受けることができる地域があるものの、県や町の介護保険事業とも連携し、安定的なサービス提供体制の確保に努めていきます。

重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、これまでサービス提供実績がないものの、引き続きこれらサービスのニーズの把握に努めていきます。

(2)日中活動系サービス

■サービス概要

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	障がいのある方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所に通所、または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	障がいのある方に対して、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通所、または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労定着支援	障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営む上で、就労に伴う日常生活または社会生活を支援し、就労定着を促す重要なサービスです。
就労継続支援A型(雇用型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型(非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労選択支援	障がいのある人を対象として、本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスが選べるようサポートを行います。(令和7年10月サービス開始予定)
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 生活介護

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	36	38	37	37	37	37
	人日/月	808	841	825	825	825	825
うち重度障害者	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	21	19	20	20	20	20

(各年度とも3月)

サービス利用者のほとんどが障害者支援施設やグループホーム入所者のため、入所者数に大きな変動がないこともあり、サービス利用者数及びサービス提供日数ともにだいたい横ばいで推移しています。そのため、今後も実績並みの利用を想定し、第6期計画期間の平均値をサービス見込量として設定します。

② 自立訓練

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	1	1	0	0
	人日/月	0	0	23	23	0	0

(各年度とも3月)

自立訓練(機能訓練)については、これまでサービス提供実績がなく、利用が見込まれないことから0とします。

一方で、自立訓練(生活訓練)については、精神科病院に長期入院していた患者の退院後の利用などでニーズがあり、令和5年度現在1人が利用していることから、標準利用期間の終わる令和6年度までの利用を見込みます。

③ 就労移行支援及び就労定着支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人/月	1	0	0	0	0	0
	人日/月	22	0	0	0	0	0
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

(各年度とも3月)

令和5年度現在、就労移行支援及び就労定着支援の利用者はなく、今後の利用についても見込みが薄いことから0とします。

④ 就労継続支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人/月	1	1	1	1	2	2
	人日/月	18	22	22	22	44	44
就労継続支援B型	人/月	12	11	13	13	13	13
	人日/月	216	219	250	250	250	250

(各年度とも3月)

就労継続支援A型については、利用者数は横ばいとなっていますが、就労継続支援B型からのステップアップを希望する声も聞かれるため、利用者の増加を見込みます。

就労継続支援B型については、第6期計画策定時と比べると令和5年度現在の利用者は4人増加しているものの、第6期計画期間での推移を踏まえ、本計画期間においては令和5年度の見込量を維持するものとします。

⑤ 就労選択支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月					0	0
	人日/月					0	0

(各年度とも3月)

令和7年度から開始予定であり、現時点においてニーズが見込みづらいため、見込量を設定しないこととします。

⑥ 療養介護

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4

(各年度とも3月)

療養介護におけるサービス対象者は、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）患者などであり、利用者の増減はめったにないため、本計画期間における見込量は令和5年度のもの維持することとします。

⑦ 短期入所

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人/月	0	1	0	1	1	1
	人日/月	0	2	0	1	1	1
うち重度障害者	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

(各年度とも3月)

短期入所(福祉型)は緊急時の対応や、介護者が休養をとる際のレスパイトとしてのニーズから、5名ほど支給決定をしているものの、利用実績は年間数日で推移していることから、各年度3月における見込量は利用者数1人とします。

(3)居住系サービス

■サービス概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供および助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービスです。

① 共同生活援助(グループホーム)

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	15	13	14	14	15	15
うち重度障害者	人/月	0	0	0	0	0	0

(各年度とも3月)

第6期計画期間においては、入居者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行などにより、利用者は減少傾向にありますが、介護者の高齢化のほか、地域生活への移行や特別支援学校の卒業などに伴う新規利用が見込まれることから、微増で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

② 施設入所支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	24	25	24	24	23	23

(各年度とも3月)

第3章の1成果目標において、施設入所者の地域生活への移行を掲げており、利用者数の減少を見込みます。

(4)相談支援

■サービス概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、一定期間ごとにモニタリング（効果の分析や評価）を行い、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

① 計画相談支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	20	18	20	20	20	20

(各年度とも3月)

各年度とも3月に行われるモニタリング等の件数は20件前後で推移しており、第7期計画期間においても、それぞれ20人の計画相談支援の利用を見込みます。

② 地域移行支援及び地域定着支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	2	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

(各年度とも3月)

地域移行支援では、精神科病院に入院している方の地域生活への移行に向けたサービスの利用が令和3年～令和5年にかけて2件あり、今後も断続的に利用が期待されることから、各年度1人の利用を見込みます。

地域定着支援について、利用実績はなく、今後もサービス利用の見込みが薄いことから0とします。

(5) 児童通所サービス等

■サービス概要

サービス名	内容
児童発達支援	主に未就学の障がい児や発達に遅れがある子どもたちを対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある外出が困難な子どもたちが、児童発達支援や放課後等デイサービスと同様のサービスを居宅で受けることができる制度です。
保育所等訪問支援	保育所などを利用中もしくは利用予定の障がいのある児童が集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

① 児童発達支援等

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	3	3	1	1	1	1
	人日/月	22	24	10	10	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	3	2	0	2	2	2

(各年度とも3月)

障がいのある子どもやその可能性がある子どもに対する、早い段階からの療育（発達支援）に対する関心の高まりを受け、今後も一定のニーズが見込まれることから、児童発達支援及び保育所等訪問支援それぞれで、1名の標準的な利用日数を見込みます。

② 放課後等デイサービス

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	1	2	3	4	3	4
	人日/月	24	28	40	50	30	40

(各年度とも3月)

就学前に児童発達支援等を利用していた子どもが、就学後も引き続き療育を受ける事例が増加傾向にあることから、療育を受けている子どもの就学や卒業等を考慮し、サービス見込量を設定します。

③ 障害児相談支援

■サービス提供実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	3	1	2	2	2	2

(各年度とも3月)

各年度とも3月に行われるモニタリング等の件数は2件前後で推移しており、第7期計画期間においても、それぞれ2人の障害児相談支援の利用を見込みます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、町が実施主体となり、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本町及び隣接する今別町、蓬田村においては、地域内に相談支援事業所が存在しないことから、自治体直営の障害者相談支援センターを1か所共同設置し、専門的職員として相談支援専門員を1名配置することで、相談支援事業を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有・無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有・無	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

令和4年4月には、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置し、支援を行うほか、今後さらなる機能の拡充に取り組みます。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

青森市及び本町を含めた東津軽郡4町村（平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）では「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」の連携事業として、青森圏域内の社会福祉法人等を対象に、法人後見についての知識、技術、倫理等の取得を目的とした研修会を隔年で実施しており、第7期計画期間においても引き続き研修会を実施し、成年後見制度の担い手の育成に努めます。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有・無	有	無	有	無	有	無

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を行います。

日常生活用具給付等事業で給付している用具は、9割以上がストーマ装具（人工こう門や人工ぼうこうから排出された排せつ物や分泌物をためる専用の装具）です。

排せつ管理支援用具の給付件数については、年度ごとにばらつきが見られるものの、第5期計画期間における給付件数の平均が160件であったことから、長期的には増加傾向にあると捉え、本計画期間では年間240件の給付を見込みます。

■用具の種類

- 介護・訓練支援用具
特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子など
- 自立生活支援用具
入浴補助用具や聴覚障がい者用室内信号装置など、入浴、食事、移動などを支援する用具
- 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養等を支援する用具
- 情報・意思疎通支援用具
点字器や人工咽頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
- 排せつ管理支援用具
ストーマ装具などの排せつ管理を支援する衛生用品
- 居宅生活動作補助用具
設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作等を円滑にする用具

■実績及び見込量（給付件数）

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12	12	12	12
排せつ管理支援用具	件	182	262	228	240	240	240
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	0

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」では、点訳・手話奉仕員養成事業として青森市が実施している点訳及び手話教室において、東津軽郡4町村からも受講者の募集を行っており、引き続き点訳及び手話教室の周知に努めます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に対する支援を行います。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により外出控えが広がった影響から実利用者数、延利用時間ともに第5期計画期間に比べ減少したものの、その後は持ち直し増加に転じています。

本計画期間においては、令和5年度の利用実績（見込）と同程度の利用を見込む一方で、今後のニーズの高まりに備え、サービスを提供する事業者の確保に努めます。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	1	3	4	4	4	4
	時間	40	117	150	150	150	150

⑩ 地域活動支援センター

障がいのある人を対象として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う支援機関です。本町では、蟹田地区に1か所、町直営の事業所を設置しており、実利用者数は9人となっています。今後も継続した利用が見込まれることから、本計画期間における見込量は令和5年度のを維持することとします。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	9	9	9	9	9	9

(2)任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保することで、障がいのある人の家族の就労支援や、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）の機会の提供を行います。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	0	0	2	1	1	1

② 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人の自動車運転免許の取得や自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。

■実績及び見込量

項目	単位	第6期実績・見込			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	人	1	0	0	1	1	1

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野に渡る障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、町内の関係団体等との連携を一層強化した推進体制を構築します。

また、地域の課題に取り組んでいくために、自立支援協議会での検討及びサービス提供事業者、社会福祉協議会、医療機関、民生委員・児童委員、障がい者団体などとの連携を図ります。

さらに、町職員に対して研修を実施し、合理的配慮の提供などを始め、障がい者福祉に関する知識と意識を高め、障がい者施策を実施する職員としての資質向上を図ります。

2 計画の進捗管理

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、定期的に達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図るとともに、計画の進捗状況を自立支援協議会へ定期的に報告し、随時意見を聞きながら計画の進捗管理を行います。